

令和7年度 第1回東海村国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 令和7年7月30日（水） 午後1時30分から2時20分まで
- 2 場 所 東海村役場 101会議室
- 3 出席者 公益代表：寺門定範 会長、川崎 卓男 委員（会長代理）
保険医代表：尾形孝 委員、佐川武義 委員
被保険者代表：福地さか江 委員、加納里美 委員
(事務局)
福祉部：白石幸洋 部長、保険課 坂本拓哉 課長補佐、小森真衣 係長、金田郁恵 係長

4 議題・結果

- 議題 令和6年度東海村国民健康保険事業特別会計決算について ⇒ 承認
- その他 令和7年度東海村国民健康保険税率改定（予定）について

5 会議の概要

（1）開会

- 保険課課長補佐進行により開会。

（2）部長あいさつ

- 国保運営協議会の委員の皆様には、御多用の中、また、津波警報が出ている中、御出席いただき、お礼申し上げる。また、日頃から国民健康保険（以下「国保」とする）の円滑な運営と村民の健康と福祉の増進に御尽力いただき、心から感謝申し上げる。
- 昨年度は国保の税率見直しを行い、制度の持続性を確保する観点から、税率を引き上げた。これは、医療費の増加や高齢化の進展といった厳しい財政状況に対応するための措置である。
- また、令和8年度からは子育て支援金分にかかる保険者負担の新設が予定されている。今後さらに国保制度の運営における役割が広がってきており、
- 本村の国保運営においては、すべての世代が安心して医療を受けられる環境づくりのために、制度の公平性と安定性をどう確保していくかが重要な課題である。
- 本日は令和6年度決算及び今後の税率改正のスケジュールについて、審議を賜りたい。

（3）委員紹介・事務局職員紹介

（4）議事録署名人の選任

- 東海村国民健康保険規則第7条により、尾形委員と川崎委員を議事録署名人に選任。

（5）議長の選出

- 東海村国民健康保険規則第4条第4項により、寺門会長を議長に選出。

（6）議事進行

- 寺門議長により議事進行。

【議題】令和6年度東海村国民健康保険事業特別会計決算について

- 事務局より別紙資料のとおり説明。

質疑応答 ※「・」委員、「→」事務局

- 特定保健指導実施状況について、目標より高い実施率となっている。何か工夫した点はあるか。
→ もともと東海村の実施率が高いことに加え、集団検診の実施日に初回面談を行ったことが功を奏したと思われる。

・昔と比べると、集団検診の待ち時間が減った？受診者が減った？ように見受けられるが。
→ 被保険者が年々減っていることに加え、コロナ禍以降、集団検診を完全予約制にしたこと、受診者枠に上限を設けている。また、国保の場合は施設健診や人間ドックを受ける方もいるため、集団検診の受診者数に影響が出ていると思われる。なお、受診率については、ここ近年上昇しており、コロナ前の数値に近づいている。

・資料P 8 の滞納繰越世帯数が増えている原因は何か。
→ 滞納分については、税務課収納管理室において財産調査を行い、その結果で無財産、生活困窮世帯であることが判明した場合は、執行停止をして徴収をストップすることがある。その後、3年間様子を見て、それでも状況が変わらなければ不納欠損となり、税金の徴収自体をやめることになる。よって、過去3年以前については不納欠損をしたことで滞納世帯が減っており、一番古いもので平成25年の滞納分が残っている状況である。（令和6年度はまだそういった不納欠損世帯がないため、世帯数が多くあるように見える。）

・資料P 7 の不納欠損額は、これまでの総額か。
→令和6年度に不納欠損として処理された金額である。その上で、まだ残っているのがP 8 の金額である。

●事務局説明・質疑応答後、議長により議題の承認確認あり、一同了承。

【その他】令和7年度東海村国民健康保険税率改定（予定）について

・事務局より別紙資料のとおり説明。

質疑応答 ※「・」委員、「→」事務局

・子育て支援金は保険関係なく、徴収が保険者（国保）に任されるということか。
→お見込みのとおりである。課税・非課税関係なく、全世帯から徴収する方法として、医療保険者が徴収することとなったと思われる。
・被保険者から見ると、国保税が上がったと認識されるのではないか。
→その可能性が高い。今回の税率改正でも被保険者からの反響は大きかったので、今回の子育て支援金についても、被保険者への丁寧な説明が必要であると考えている。

(7) 議事終了

(8) 閉会

・保険課課長補佐により閉会。

以上

東海村国民健康保険運営協議会会長 寺門 定範 印

議事録署名人 尾形 康一 印

議事録署名人 田舎 卓男 印